

平成25年度

埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成25年度埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成25年5月31日(金)

場所 知事公館 1階 大会議室

出席者(11名)

神谷 裕之	田中 千裕	小島 信昭	青木 徹
中川 進	磯 哲也	石井 幸男	山崎 彰
行武田抄子	今井 大輔	西川 正純	

欠席者(2名)

小林 玲子 野上 武利

事務局 三井 総務部長
山崎 学事課長
小俣 学事課副課長
武澤 高等学校担当主幹
野々部 幼稚園担当主幹
野村 専修各種学校担当主幹
服部 高等学校担当主査 小村 幼稚園担当主査
中村 専修各種学校担当主査
千木良 高等学校担当主任 滝澤 高等学校担当主任
庭崎 高等学校担当主任 賀村 幼稚園担当主任
老沼 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

3 議事録署名委員の指名

会長は、本年度の議事録署名委員として、西川 正純委員、磯 哲也委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成25年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0
平成25年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0
平成25年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

5 報告事項

（1）報告事項

報 告 事 項
幼児教育の無償化について
高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

（2）報告内容

別添「審議記録書」のとおり

6 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、12時05分閉会を宣言した。

平成25年5月31日

議 長 今 井 大 輔

議事録署名人

委 員 西 川 正 純

委 員 磯 哲 也

(別紙1)
学事第267号
平成25年5月31日

埼玉県私立学校助成審議会
会長 今井大輔 様

埼玉県知事 上田清司

平成25年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成25年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）
- 2 平成25年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）
- 3 平成25年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）

【審議記録書】

開会 午前10時00分

○司会 イテル武田委員さんがちょっと渋滞に巻き込まれたということで、15分程度遅れるという連絡が入っております。先に進めてほしいということですので、定刻になりましたので、開会させていただきたいと思えます。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます学事課長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、新たに委嘱されました委員の皆様へ、三井隆司総務部長から委嘱状をお渡しいたします。

委員のお席にお伺いしてお渡ししますので、そのままお待ちください。

(委嘱状交付)

○司会 続きまして、委員の方々の御紹介をさせていただきます。

本審議会会長の今井大輔委員でございます。

神谷裕之委員でございます。

田中千裕委員でございます。

小島信昭委員でございます。

西川正純委員でございます。

青木徹委員でございます。

中川進委員でございます。

磯哲也委員でございます。

石井幸男委員でございます。

山崎彰委員でございます。

なお、小林玲子委員、野上武利委員は、所用で御欠席でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部長の三井隆司でございます。

学事課副課長の小俣英一でございます。

高等学校担当主幹の武澤安彦でございます。

幼稚園担当主幹の野々部勝でございます。

専修各種学校担当主幹の野村美加里でございます。

高等学校担当主査の服部秀昭でございます。

幼稚園担当主査の小村秀明でございます。

専修各種学校担当主査の中村雅仁でございます。

高等学校担当主任の千木良泉でございます。

高等学校担当主任の滝澤正和でございます。

高等学校担当主任の庭崎彰乃でございます。

幼稚園担当主任の賀村美里でございます。

専修各種学校担当主任の老沼美香保でございます。

それでは、開会に先立ちまして、三井総務部長から御挨拶申し上げます。

○三井総務部長 おはようございます。総務部長の三井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたりまして多大な御協力を賜りまして、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

また、御多忙にもかかわらず、埼玉県私立学校助成審議会に御出席をいただき、重ねて御礼申し上げます。

私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担っており、本県の教育において重要な役割を果たしております。このため、県では、私立学校に対しまして、教育条件の向上や、保護者の経済的負担の軽減、学校運営の安定を図ることを目的として、私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。

本審議会は、この運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただくものでございます。皆様の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより効果を発揮できるよう効率的な配分に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での経験を踏まえ、さまざまな見地から御審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから平成25年度埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

三井総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

(諮問書手交)

○司会 ただいま、イテル武田委員さんが御到着されましたので、御紹介いたします。

イテル武田抄子委員でございます。

○イテル武田委員 遅れまして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、今井会長から一言御挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○今井会長 昨年、皆様の御推挙を賜りまして、私立学校助成審議会会長の大役を仰せつかりました今井でございます。今年2年目ということになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま総務部長さんから、私立学校に対する運営費補助金配分の基本方針についての諮問書をお受けいたしました。ただいまから御審議をいただきますが、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきまして、実りある審議を尽くしてまいりたいと存じます。

議事の公正な運営を心がけてまいる所存でございますので、委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

○今井会長 それでは、条例第6条第1項に基づき私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、埼玉県私立学校助成審議会条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。

西川正純委員、磯哲也委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして委員の皆様の御意見をお伺いしたいと存じます。

埼玉県私立学校助成審議会条例第7条では、審議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができると規定しております。今回の会議につきましては公開とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

傍聴者の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局 傍聴者の方、2名いらっしゃいます。学校法人城北埼玉学園理事長の近藤文彦様、学校法人昌平学園の企画運営室室長の五反田寿美子様です。

(傍聴者入場)

○今井会長 それでは、審議に入りたいと存じます。

今回は、諮問事項3件でございますが、これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、私から、私立学校助成審議会及び運営費補助金配分の基本方針について概要を御説明いたします。着座にて失礼いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料1を御用意ください。

まず、1、私立学校運営費補助金の目的でございますが、私立学校の教育条件の維持向上、在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上の3つを目的といたしております。

お手数ですが、資料2、私立学校運営費補助予算の概要を御覧ください。

運営費補助金の予算総額は、一番下段の総合計でございますとおり362億9,768万7,000円でございます。

次に、上から3段目、高等学校(全日制課程)を御覧ください。補助総額は、小計の欄でございますとおり138億3,129万7,000円で、生徒1人当たりの単価は27万7,164円となります。

続きまして、次の段、4段目になりますが、幼稚園(学校法人立)を御覧ください。補助総額は190億8,400万7,000円で、園児1人当たりの単価は17万4,715円となります。

最後に、下から5段目、専修学校(高等課程)を御覧ください。補助総額は2,273万5,000円で、生徒1人当たりの単価は7万5,030円となります。

その次の段、専修・各種学校(専門課程等)を御覧ください。補助総額は2億1,654万6,000円で、生徒1人当たりの単価は2万2,930円となります。

お手数ですが、資料1にお戻りいただき、2、私立学校助成審議会を御覧ください。

この審議会では、知事の諮問に応じ、私立学校運営費補助金配分の基本方針につ

いて御審議をいただきます。

次に、3、私立学校運営費補助金配分の基本方針でございます。

各年度、運営費補助金の配分方法について見直しを行っておりますが、見直しの考え方を明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針をお示しするものでございます。

期待される効果といたしましては、4の(1)にございますとおり、審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性・公平性がさらに向上いたします。

また、(2)のとおり、政策誘導配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、補助効果の拡大を図っております。

詳細については担当から御説明させていただきます。よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

○事務局 それでは、続きまして、私立学校（小学校・中学校・高等学校）の運営費補助金の配分の基本方針につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。

恐縮ですが、座って御説明させていただきたいと存じます。

1の配分の基本的な考え方を御覧ください。

配分に当たっては、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠の中に必要な項目を組み入れてまいります。

基礎配分とは、経常的経費に対し予算の範囲内でその一部を補助するものでございます。人件費や教育研究経費など、まさに運営の基本となる支出に対する補助となるものでございます。

政策誘導配分とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

このような配分基準に基づいて補助金を交付することで、教育条件の維持向上や、生徒や父母の経済的負担を軽減することを目的としております。

次に、2の基礎配分のうち(1)高等学校を御覧ください。

高校では、補助対象経費方式という配分方式を採用しております。前年度の決算書の支出額に基づき一定割合を補助するものでございまして、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。

左側の配分項目の欄にございますとおり、決算書から、①人件費、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係の支出を抽出いたしまして、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、(2)中学校と(3)小学校でございますが、こちらは単価方式という配分方式を採用しております。生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決定しますので、大変わかりやすい配分方式でございます。

高校と小・中学校で配分方式が異なりますが、小・中学校については、すべて高等学校に併設されておまして、その教員の中には、高校が本務であるが、中学校も兼務し、授業を受け持つという方が多くいらっしゃいます。このため運営経費としては、高校分がいわば本体として多くを占めることとなります。そこで、高校では経営実態を反映しやすい補助対象経費方式を採用し、小・中では、より簡素で補助額を計算しやすい単価方式とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

3の政策誘導配分について御説明いたします。

まず、①生徒納付金水準補正ですが、低額な生徒納付金で運営する学校に加算し、高額な納付金の学校から減算することで、父母負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算でございますが、学校の規模が小さいほど、生徒1人当たりの経費を要する傾向がございます。このため、運営経費が高くなりがちな小規模校に対して補助金を加算することにより、学校運営を支援するものでございます。

次に、③学級規模補正ですが、公立学校で標準とされている1学級40人を準用し、40人以下の少人数学級で運営する学校へ加算し、41人以上の場合は減算することで少人数学級編制を誘導いたします。

次に、④学校関係者評価実施加算ですが、文部科学省の定める学校評価ガイドラインに基づき評価を実施した学校に加算することで、学校関係者評価の積極的な実施を誘導いたします。

次に、⑤本務教員充足加算ですが、本務教育1人当たりの生徒数が25人を下回る学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、⑥特色教育加算ですが、「世界に羽ばたく人材」の育成を促進するため、海外留学や特色あるIT教育、理科教育等を行う学校に対し、加算配分をいたします。

なお、高等学校については、この6項目で配分いたしますが、中学校については、②小規模校加算は適用しないこととしております。これは、高等学校については、大規模から小規模までさまざまな規模の学校が存在するのに対し、中学校は規模の差が、高等学校のようには大きくないためでございます。

また、小学校については、⑥特色教育加算の1項目のみとしております。これは、小学校が県内5校のみしかなく、また、1学級当たりの生徒数が30人と、少人数学級による質の高い授業が実施されていることなどを考慮いたしまして、基礎配分に重点を置いた配分といたしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

4、平成25年度の変更点といたしまして、ただいま御説明いたしました配分基準について、昨年度からどのような変更があったのか御説明いたします。

まず、今回の変更の趣旨ですが、平成24年度の補助金の配分方針に基づきまして、配分基準を簡素化し、効果的な配分ができるよう大幅な見直しを行ったところがございます。このため、平成25年度につきましては、昨年度の改正を踏まえまして、小幅な見直しを行ったところがございます。

まず、(1)基礎配分でございますが、②中学校と③小学校については変更ございません。

①高等学校につきましては、時点修正に伴う見直しを行うものでございます。

ここで、参考資料1、A3のほうの横長の資料でございます。参考資料1の平成25年度私立学校運営費補助金(高等学校)でございます。配分基準新旧対照表イメージ、こちらの1ページを御覧いただければと存じます。

人件費、教育研究経費、管理経費、設備関係につきましては、前年度決算額に補助率を乗じて得た額を配分しておりますが、学校のばらつきがあることから、概ね全校の平均額を上限としているところがございます。この平均額は、決算額に基づき算出しているため、平均額の時点修正を行うものでございます。例えば一番上の(1)人件費の一番上の①本務教員人件費、こちらの欄を御覧ください。

グレーの網かけ部分が今年度の変更箇所となります。

人件費のうち、本務教員人件費につきましては、例えば平均額を780万円から760万円に修正しております。そのほかの項目も同様に修正してございます。

お手数ですが、先ほどのA4版の資料3、基本方針にお戻りいただければと存じ

ます。

こちらの資料4ページの(2)政策誘導配分でございます。今年度は、②小規模校加算以外は変更はございません。

②小規模校加算につきましては、先ほど御説明したとおり、生徒数が少なく、学校規模が小さいほど経営効率がよくない傾向がございます。生徒1人当たりには要する経費を比較いたしますと、生徒数1,500人以上の大規模校を1とした場合、生徒数720人以下の小規模校では約1.6と大きな差が生じております。このため、運営経費が高くなりがちな小規模校に対して補助金を加算することによりまして、学校運営を支援するものでございます。具体的には、生徒数720人以下の小規模校に対しまして、1校当たり500万円を加算するものでございます。

高等学校、中学校、小学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、平成25年度の私立幼稚園運営費補助金の配分にかかる基本方針(案)につきまして、私から御説明させていただきます。

大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料4、平成25年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針(案)を御覧いただきたいと存じます。

まず、1の配分の基本的な考え方でございますが、幼稚園におきましても、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠に必要な要素を組み入れることとしております。

具体的な配分項目でございますが、まず2の基礎配分では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

まず、①の園児数割でございますが、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

なお、定員超過の場合は、超過人数分を減算することとしております。

次に、②の園割でございますが、すべての園に一律に定額450万円を配分するものでございます。

次に、③の常勤教員割でございますが、実学級数に所定の数を加えまして、標準

教員数を算出し、それに補助単価を乗じて得た額を配分するものでございます。

次に、④の常勤職員割でございますが、補助単価に2名を上限としまして、常勤の職員数を乗じて得た額を配分するものでございます。

次に、⑤の満3歳児数割でございますが、補助単価に補助年度の1月の始業日における満3歳児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

続きまして、3の政策誘導配分について御説明申し上げます。

政策誘導配分では10項目を設けておりまして、①から、2ページ目にわたりますが、⑥までの6項目は加算することにより、また⑦から⑩までの4項目は減算することにより、政策誘導を図るものとなっております。

まず、①の3歳児保育促進加算でございますが、3歳児はまだ幼く、きめ細かな対応が求められますことから、3歳児クラスに配置されております教員の数に応じて加算配分することで、保育の質の向上を図るものでございます。

なお、加算に当たりましては、20人以下のクラス編制の場合と21人以上35人以下のクラス編制の場合との間で補助単価に差を設けまして、少人数クラスのほうをより推進することとしております。

次に、②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児、または5歳児クラスの学級に補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の実施を促進するものでございます。

次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額などの基準額未満である場合に、園児納付金額の水準に応じて傾斜加算することにより、父母負担の軽減を図るものでございます。また、加算に当たりましては、納付金の抑制により教員の給与水準の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額などの基準額を上回っている幼稚園につきましては、加算単価を増額して配分することとしております。

続きまして、2ページをお開きください。

④の1種免許状保有促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するもので、社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応できるような教員の配置を促進するものでございます。

次に、⑤の小規模園加算でございますが、規模の小さい幼稚園、具体的には園児数が150人以下の幼稚園でございますが、一定額100万円を加算配分することで、経

営の安定化等を図るものでございます。

次に、⑥の安全管理対策加算でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その必要経費に応じて一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進するものでございます。

続きまして、⑦からは減算調整の項目となりますが、⑦の定員超過調整は、園則に定めます収容定員を超えて保育する幼稚園に対しまして、基礎配分額にその超過率に応じて一定の率を乗じた額を減算するもので、適正な園の運営を促進することを目的としているものでございます。

次に、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超えるような高額な給与を得ている教職員がいる場合につきまして、この基準額を超える額を減算するものでございます。

次に、⑨の納付金値上げ調整でございますが、園児納付金が既に高額でありながら、さらに値上げを実施した幼稚園につきまして、値上げ額に実員を乗じた額の2分の1の額を減算するものでございます。

次に、最後になりますが、⑩の剰余金保有調整でございますが、剰余金の額が3億円以上ある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

なお、この剰余金でございますが、例えば教育の充実向上を図るために、将来、固定資産の取得に充てる、そういう目的で基本金として積み立てるといった会計処理をしているような場合は、こちらのほうには含まれないものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

4の平成25年度の変更点でございますが、25年度の主な変更点としましては1つでございますが、(2)の政策誘導配分の③園児納付金抑制加算のところにおきまして、今回、県南地域における園児納付金の水準を反映するよう加算単価の部分を追加するという内容になっております。

具体的な内容でございますが、A3の横長の資料、こちらの参考資料の4、幼稚園の新旧対照表イメージのほうを御覧いただきたいと存じます。こちらの資料の3ページ目をお開きください。

3の園児納付金抑制加算の欄でございますが、平成24年度は、右側の欄にございますように、加算調整を1つの区分により、具体的には県全体の平均額を基準にい

たしまして加算の実施をしております。平成25年度の欄では、横にずれまして、そのまま上の表の1の部分に当たります。

今回、平成25年度の配分基準案では、東京に近接しております県南地域の園児納付金額の水準が高い傾向にあることを踏まえまして、従来からある1の加算単価の区分とは別に、新たに2としまして、圏央道以南の地域における加算単価の区分を追加しまして、またこの区分表の中で使用する基準額も、県南地域の幼稚園の園児納付金等の平均額をもとにして、設定することとするものでございます。

恐縮ですが、先ほどのA4の縦長の資料4にお戻りください。

こちら、先ほどの平成25年度の変更点、3ページ以降のところでございますが、今御説明申し上げました園児納付金抑制加算のほかに、基礎配分、政策誘導配分でそれぞれ2項目におきまして見直しがございます。こちらの見直しにつきましては、いずれも配分に当たって使用しております基準額を年度変わりによります時点修正を行うものでございます。

幼稚園にかかる配分基準の基本方針についての御説明は以上でございます。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修学校・各種学校の配分基準につきまして、私から御説明させていただきます。

座って失礼させていただきます。

それでは、資料ですが、お手元の資料5、こちらを御覧いただきたいと存じます。

平成25年度私立学校（専修学校・各種学校）におけます運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明申し上げます。

資料5の1番、配分の基本的な考え方についてですが、他の学種と同様に、基礎配分と政策誘導配分、この2つの配分枠を設けるとともに、それぞれの配分枠の中に必要な項目を組み入れまして、補助効果を最大にするよう努めておるところでございます。

2の基礎配分、こちらを御覧ください。

専修学校・各種学校では、学校の規模に応じた配分方法を採用する案でございます。具体的には、左側の配分項目でございます①生徒数割及び②専任教職員数、それぞれに補助単価を乗じまして、予算の範囲内で補助するものでございます。

次に、3の政策誘導配分について御説明いたします。

まず、①専任教員充足加算でございます。

専修学校・各種学校につきましては、文部科学省で規定しております専修学校設置基準、各種学校規程におきまして、分野及び定員数に応じた専任教員の配置基準が設定されております。この配置基準を超える学校に加算配分をするものです。併せまして、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することによりまして、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指すものでございます。

次に、②生徒給付金教育還元加算でございます。

生徒からの授業料などの納付金のうち、教育に必要な経費の占める割合により加算いたしまして、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものでございます。

③安全管理・施設整備加算でございますが、義務教育相当学齢児が在籍する学校に対しまして、施設の安全管理対策の徹底を誘導するものでございます。

④自己評価結果公開加算でございますが、学校の教育活動や学校運営の状況につきまして、教職員の評価する自己評価、この結果がホームページなどで積極的に公表されるように誘導するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

4の平成25年度の変更点について御説明いたします。

まず、主たる変更点は今回3つございます。

第1に、専修学校高等課程への配分を拡充いたします。第2に、加算区分を見直しまして、傾斜配分を強化いたします。第3に、政策誘導配分に係る項目を追加いたします。

具体的な内容について順次御説明させていただきたいと存じます。

恐縮ですが、A3版の参考資料5、こちら平成25年度私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）配分基準イメージ、こちらをあわせて御覧いただけたらと存じます。

まず、基礎配分でございます。こちらにつきましては、対象となる生徒数及び専任教職員に補助単価を乗じることは、昨年度と変更ございません。補助単価を見直すというものでございます。補助単価を見直す理由のほうは2つございまして、1つ目の理由としましては、平成25年度予算積算単価アップによる見直し、もう一つ、2つ目の理由といたしましては、専修学校でも高等課程、高等課程と申しますのは、

中学校を卒業した者を対象とする課程ですが、高等課程への配分をより拡充するために、補助単価を見直したものでございます。

次に、もう1枚めくっていただきまして、政策誘導配分について御説明させていただきたいと存じます。

まず、1番の専任教員充足加算についてでございます。加算内容の変更はございませんが、政策誘導効果を高めるために教員1人当たりの生徒数に基づく配分、(2)になりますけれども、そちらにおきまして加算対象を、認可における審査基準を鑑みまして、25人以上に限定することを明確にいたし、更に傾斜配分を強化するものでございます。

2番、生徒納付金教育還元加算でございます。失礼いたしました。そちらの2番と、それから3番、安全管理・施設整備加算でございますが、こちらにつきましては、基準値において時点修正はございますが継続するという案でございます。

次に、4、自己評価結果公開加算についてでございます。

自己評価は学校評価の一つであり、学校評価は、学校の質保証、そして向上において有効とされております。学校評価の推進につきましては、平成20年度に小学校を対象としましたガイドラインが文部科学省から示されて、現在各学校で実施されてきております。

一方、専修学校につきましては、今年3月に初めて専修学校のための学校評価ガイドラインが文部科学省から示されたものでございます。

そこで、運営費補助金の政策誘導配分に係る項目として、この学校評価のうちの最初のステップとなる自己評価、教職員による評価ですけれども、こちらの実施及びその積極的な公表を追加するという案でございます。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。

よろしく御審査のほどお願いします。

○今井会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明は以上で終わりました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと存じますけれども、効率的に審議を進めますために、御質問等、一つ一つではなく、一括してお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、どなたからでも結構でございます。よろしくお願ひいたします。

青木先生、どうぞ。

○青木委員 いろいろあるので、簡単に終わることからちょっと聞きたい。

1つ目が、人件費に関する基礎配分なんですけれども、要するに去年よりも平均の給与が20万円、埼玉県で下がってきています。非常に私は疑問に思ったんですね。埼玉県の私立学校というのは、今から40年から30年前にできた学校が非常に多くて、それらの教員が今50前後、団塊の世代でいるわけですね。したがって、あと5年間は給料が上がり続けるんだと。そうなってくると、1人当たり平均20万円も下がるのかなと単純な疑問がありましたので、ちょっと教えていただきたいというのが1つ。

それから、まとめて質問ということで、2つ目は、参考資料の2ページ目の学級規模補正のところのただし書きについてです。「ただし、加算については、学則定員充足率が65%未満及び学則定員超過率30%超の学校は除く」とあるんですけれども、2つ疑問があります。1つが、学則定員の充足率が65%に達していない学校というのが埼玉県に幾つかあるんですが、それが続いているところは、音楽大学の附属学校なんです。これはどういうことかということ、私どもの学校も7年ぐらい前に音楽のコースをやっていたんですけれども、現実問題、需要がないので廃止しました。我々のように普通科がある場合には、音楽をやめて、普通科にすることができるとは思いますが、音楽大学附属というのは、音楽に特化していますから、そういうところが時代の変化によって大幅に定員が割れている、これはもう努力とかそういう以前の問題だろうと。そういう状況に置かれていて、65%未満ということを経由して、このようなカットする、あるいは加算をしないということについて、県はどんなふう考えているのか。

同じく、県の考えをお伺いしたいということなんですけれども、学則定員超過の30%を超えている学校に関しても、加算されません。ところが、この資料1にある私立学校運営補助金の交付の一番の目的はいろいろな理由があると思うんです。私立学校の教育条件の維持、向上ということであるならば、30%もいるというのは、甚だ好ましくないということは分かるんですけれども、そのことによって加算しないというのはいかがなものか。

だとするならば、1学級の生徒数を減算にならない範囲で一番多くの人数、つまり40人にしておけばいいんじゃないかというふうになり、教育条件を改善する効果

が生じなくなる。30%を超えている学校に対して加算しないということは、学校は教育条件を改善しなくてもいいんだというふうに聞こえないだろうか。ちょっと疑問に感じています。

同じことは、中高の参考資料の3ページ目にある教員の充足ですね。これも、実はこういう学校ほど、逆に言うと、生徒が多くなったということだから、教員をたくさん入れて、できれば一人でも多く入れて、いい教育をやるような形をとらないといけないのに、加算しませんよというのは、どうなんだろうな。

そもそも30%を超えるというのはとんでもないことであって、それはそれで、当然一定のペナルティー、一定の何らかの措置が必要なんだろうけれども、そういうことと、教育条件の整備をすることとは、ちょっと観点が別なのかなという気がしています。

ちょっと幾つか長くなったかもしれないんですが。

○**今井会長** それでは、事務局のほうから。

○**事務局** それでは、説明させていただきます。

まず、青木委員から御質問いただいた1件目、人件費の件、給付金額についてでございます。こちらは確認いたしましたところ、平成22年度につきましては、平均額が774万円、平成23年度につきましては、757万円ということで、17万円、率にしますと2.2%低下で、比較的大きな動きがございます。年度ごとに多少の動きは、ございますけれども、この年度につきましては、比較的大きな動きになっているという状況でございます。

学校別に、個別に見て分析いたしましたが、平均額が上昇している学校もございますが、低下している学校もあるということで、正直申し上げまして、明確な傾向はつかめなかったというような状況でございます。

これは推測ではございますけれども、委員から、団塊の世代が多いというようなお話もございました。例えば公立学校を見ますと、ちょうど今、団塊の世代が大量退職ということで、教員の新規採用に非常に力を入れており、世代交代が進んでいるというような状況もございます。学校によってはそのような状況があるのかなというようなこと。これは明確ではございませんが、結果的にはこのような状況になってございます。

引き続きまして、2点目に御質問いただきました学級規模補正等につきまして、

定員の65%から130%の充足率の場合のみに加算しており、それ以外は加算しないということについてのうち、音楽大学の附属高校の定員割れが進んでいるということの対応につきまして御質問をいただいております。

確かに現状、音楽大学の附属高校は2校ございまして、両校とも残念ながら定員割れになってございます。こういったこともございますので、今回、小規模校につきましては、別途、小規模校への加算という措置を講じさせていただいたものでございます。

なお、著しい定員割れ、あるいは著しい定員超過につきましては、基本的な考え方といたしましては、教育条件という意味では、余り望ましくありません。加算については、教育条件のよい学校に対する加算という意味合いがございまして、そういった基礎的な条件を具備していないということで、加算対象外とさせていただいておりますので、御理解いただければと存じます。

3点目は、同じく30%超の学校について加算しないというのは、かえって教育条件の改善に資さないのではないかと御質問につきましても、全く同様でございます。委員御指摘の部分もあろうかと存じますが、一方で学則定員は、学校運営に対する基本的な条件でございまして、これに基づきまして施設設備や教職員の配置等を整備していただくものでございます。それから著しく乖離するというのは、教育条件という面から見ますと、課題があるというふうに言わざるを得ない状況でございますので、加算の対象としないということにつきまして御理解いただければと思います。

以上でございます。

○今井会長 よろしいでしょうか。それでは、ほかの方。はい、どうぞ。

○磯委員 幼稚園の理事長でございます。よろしくお願いいたします。

参考資料の4を見ていただきたいと思います。

ここは、基礎配分から政策誘導配分と書いてありますが、まず基礎配分につきまして、毎年感じているところでございますが、これは一定の基準、園児数とか教員数、そういうことで単価が決まっていますので、一定の基準額が出るわけです。そこに必ず3の常勤教員割の一番右側ですね、969万円という基準額、そして、4番目も同じく859万9,000円という基準額、この2つの基準額をもし超えた場合には、教員の数を、ないしは職員の数を1人減らすとしています。つまり減額になるとい

うことですね。ですから、常勤の教員の場合は130万円減らすということになります。

また、4番の常勤職員では、そういう職員が1人でもいましたら、2人の職員を1人に減らすことにしています。その結果減額ということで、これだけで、もし園長と事務長がこれ以上の金額をもらっておられますと、これで210万円減額ということになります。

これをほかの専修・各種学校、そして高等学校を見ましても、この減額規定というのは見えません。これは幼稚園独特のものでございます。そういうことで、これがどういう基準でこの金額になるのか、そこを前にお伺いしたら、高校の事務長の最高給与というお話をいただきました。公立高校の事務長の最高給与がこの金額であると。それを基準として、これより超えているか低いかで判断すると説明されました。今はそうではなくなっているようなので、またそこも御説明いただきたいと思っております。

それから、もう一つ、政策誘導配分ですが、これは先ほど御説明いただきましたように、1番から6番までは加算項目、そして7番から10番までが減算項目という形になっております。ここに新しくできた3番の園児納付金抑制加算、こういうのが24年度から出て25年度、新しく変わりました。これは今までこういう右側の形でしたけれども、県南と県北では、かなり保育料等が違うということで、今度、一歩踏み出したというか、こちらの意見をのんでいただきました。

実際問題、我々の連合会の調査では、ここにAからDまでの園児納付金年額というのが書いてあります。現実には、皆様もわからないと思えますけれども、これは実際には40万円を超えている地区がすでに3地区あります。浦和、大宮、川口で、これはD以下です。そして、平均で、私（西入間）の地区でも39万円です。これがちょうどいわゆる圏央道のところにぶつかっているんですね。この圏央道の以北と以南をどういうふうに分けるかというのは後でお聞きしたいんですけども、そこでぶつかっている。例えば鶴ヶ島市とか坂戸市というのは、圏央道の北側にあるものもあれば、南にある幼稚園もあるんです。ですから、どういうふうに分けるのかということもまたお聞きしたいと思えますし、それから、本当にこのAからDまでの金額が機能しているか。多分ほとんどこれに当たる幼稚園はないんじゃないでしょうか。つまり、Dの単価ゼロという幼稚園がかなりの数を占めている。連合会の中でも、538園、学校法人立ありますけれども、もうほとんどはDじゃないかな。

こういうことを表示しても、実際にはもうあきらめている幼稚園がほとんどだと思われます。ですから、これをもっと実効性を上げるためには、もっと細かく分けていただくということもすごく大事であると思っております。

それから、もう一つ、先ほどの5番目にいきますと、小規模園加算がございます。小規模園加算の対象園は去年から150人以下になっておりますが、一昨年まで90人以下だったんですね。90人以下を小規模園と言っていました。でも、だんだん園児数が少なくなってきました、150人でもたくさんあるだろうと。150人以下の幼稚園が結構ふえてきましたので、そこで100万円を小規模園につけようということで、それはとてもありがたい。実はうちも150人以下になっていましたので、実員数がどんどん少なくなってきましたので、本当にありがたいんですが、まずこの100万円ではほとんど役に立たないんですね、金額が少な過ぎるということです。

それから、この次に該当する幼稚園は除外するという、この除外項目が3つあるんです。見ていただくとわかりますように、こういう園は100万円も渡しませんという形で規定されています。そこに、さっき言いました年間998万6,000円以上、ここは969万円となっておりますけれども、こういう高額所得をとる教職員ですから、先生か職員かどちらかが1人でもいれば、これはカットする。つまり、100万円は渡しませんという形になっています。本当にこれで幼稚園を救うことができるのか。幼稚園を継続することができるのかというような、そういう疑問すらわいてくると思っています。

それから、もう一つ、減算のほうで8番、高額給与調整でございます。これが1,235万6,966円、これは去年よりも少し下がったわけなんですけれども、これが高額です。実際、これほどとっている人はあまりいないと思っておりますけれども、これも園長の平均給与の1.5倍というような形になっておりますが、その園長という、私立の幼稚園の園長の特殊性ですね。いわゆる公立の校長先生方のそういう教員活動、これまで何十年もやられてなってきた、そういう先生方と、我々の場合は後継者ということで、40歳から入ってくる人もいるわけですね、園長として。ですから、本当に最初から勤めていらっしゃる方はほとんどいない、そういう方はいらっしゃらないと思っておりますので、そういうところで、簡単に公立との比較でやられるというのは、ちょっと私立としては合わないかなということだと思っております。

以上でございます。

○今井会長 それでは、4点事務局からお願いします。

○事務局 まず基礎配分のほうの常勤教員割、職員割の基準額の関係でございますが、これは去年も御意見、御指摘いただいていたと思います。

まず、それぞれの基準額について御説明申し上げますと、まず常勤教員割につきましては、公立の小・中学校長の最高給与を基準にしておりまして、分かる範囲では平成11年頃からこの基準を採用しているようでございます。

続きまして、常勤職員割ですが、こちらは公立高校の事務長の最高給与という考えで設定をさせていただいております。

以前は、常勤教員割と同じように公立の小・中学校長を基準としていたところなんですけど、その後、平成16年に公立の小・中学校の事務長、平成23年に公立高校の事務長という形で基準額の考え方を変更させていただいております。

そして、教員割、職員割のところ、こういったものをなぜ設けるのかでございますが、補助ということで、ある程度一定の基準を引かなくてはいけないと考えております。それで例えば公立の校長、事務長の最高給与までは認めていけるのではないか、そういった考え方で基準額を設定させていただいております。

続きまして、政策誘導配分で今回改正をさせていただきました園児納付金の抑制加算でございます。圏央道で、鶴ヶ島とか、その辺どのように南北に区分けするかというお話でございます。区分けをする際の基本的な考え方としまして、まず市町村を単位とさせていただきます。幼稚園であれば、市町村の範囲で一つのまとまりがあるという考え方で市町村を単位にさせていただいております。

その中で、鶴ヶ島市、入間市、幸手市は、ほぼ圏央道が市町村の市域の大体真ん中に近いところを通っている状況にあるんですけども、そちらの市町村につきましては、基本的に県南地域という形で整理をさせていただいております。

ほとんどが圏央道の北だけに幼稚園があったりとか、南だけにあったりという市町村が多かったので、北だけの場合は北のほうに、南だけの場合は南のほうにという整理をさせていただきました。例えば川越市は32園あるんですけども、1園だけ圏央道の北にあるんですけど、それはまとめて南という形で整理をさせていただいております。

あと、今回、前回の御指摘をいただきまして、県南の地域を特出しする形で対応させていただいているところなんですけど、川口市とかさいたま市などは、納付金の

平均が40万円を超えているところがございますので、新しく圏央道以南の地域の幼稚園を設けましたが、多くの幼稚園がDランクにおさまってしまうというのが現実でございます。

ただ、従来の県平均でやっていた場合と比べ、県南地域を設定することによって、DランクからCランクなどに持ち上がる幼稚園もございまして、50弱Cのランクのほうに入ってくると推計をしております。

園児納付金抑制加算は去年、Aランク、Bランクにつきましては、園平均給与月額により加算単価をさらに区分するということで見直しをさせていただいております。今いただいた御意見等を踏まえて検討させていただければなと思っております。

小規模園加算でございますが、小規模園は、小規模で経営が厳しいという状況があるのではないかとということで、小規模園加算を設定しているところなんですけれども、昨年は対象園を園児90人以下から園児150人以下に、また、補助単価につきましても、50万円を100万円に引き上げたところがございます。

先ほど御指摘のありました例外規定というものがございまして、こちらにも給与による上限額がございます。小規模で厳しいという一方で、やはり多額の給与を受けられている教職員がいる場合には、一般の理解が得られないのではということがございまして、こちらの要件を定めさせていただいております。

もう一つ、高額給与調整の部分でございますが、従来は県の教育長の給与と公立の小・中学校の校長の最高給与との中間値を使っていたんですけれども、平成24年度から私立幼稚園の園長の平均給与の1.5倍を基準にさせていただいているところがございます。こちらは、その基準額を超える部分について調整をさせていただくことで対応しているところがございます。

何か所か教職員の給与による基準がございまして、確かに実質的に減額をしている部分もございます。今後、これまでの補助の状況や効果を考えながら検討させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○**今井会長** よろしいでしょうか。はい、どうぞ、石井先生。

○**石井委員** 幼稚園連合会から今回、委員に指名をいただきました三郷市の新和幼稚園の園長の石井と申します。

私ども毎年、幼稚園独自で今ごろ決算書が出て、県のほうへ監査証明をつけてお

出しするんですけれども、その内容を全日本私立幼稚園連合会が調査をしております、その埼玉県のデータを、またちょっとお金を払って、地区ごとに調査をしているこういう資料があるんです。これによりますと、幼稚園の単年度でございますけれども、半分以上の幼稚園が単年度で赤字になっております。それは単年度ということで、多少の余剰金とかあることによって、経営は継続をしてきておるんですけれども、この辺、幼稚園は非常に厳しい経営環境にあるということが1点ですね。

それから、最近、小学校へのスムーズな接続ということを私ども幼稚園でも、よくいろいろな機会で行われるんですが、よくグレーゾーンといいまして、うちの子は別に障害を持っているわけじゃないというようなことをおっしゃる保護者もたくさんいます。自閉症だ、ダウン症だ、そういうことを親が認めて、教員の給与に上乘せをする場合には、特別支援教育費補助金というのが得られるんですが、その場合親がそういう書類を県に出してもいいですよという署名を書いて一緒に出すんですね。そういうものも出さないで、やむを得ず幼稚園の中では非常勤の教員を採用したりして対応しているような現状というのは、各幼稚園で多分たくさんあると思います。そういう非常勤の教員に対しては、幼稚園には一切補助金の対象にはならないわけですね。

ところが、これを見ますと、高等学校におきましては、非常勤教諭がそういう補助の対象になっているという。小学校へのスムーズな接続ということを考えたら、そういう教員に対しても、ぜひ補助の対象としていただけると非常にありがたいと思います。

以上でございます。

○**今井会長** 石井先生のことについて何かございますか。

○**事務局** まず、1つ目の関係、小規模園加算は、昨年、対象範囲と加算単価の見直しをさせていただいております。消費収支比率は、90人以下の幼稚園の50何%が100を超えている、要するに赤字になっている。90人を超え150人以下の幼稚園も46%でございましたので、24年度の配分基準に当たっては、そのように対応させていただいているところでございます。

これから財務諸表を各担当で分析をするかと思っておりますので、今後また検討してまいりたいと存じます。

もう一つ、運営費補助とは別なんですけれども、特別支援教育費補助につきましては、県は、補助の基準に合っているお子さんかどうかというのを客観的に判断させていただく必要があるので、診断書を求めておりますが、なかなか親御様も心情があって診断書を出していただけないというケースは、幼稚園のほうから伺っているところがございます。

非常勤職員といいますと、預かり保育とか、特別な支援が必要なお子様につけるということが多いように思うのですが、特別支援につきましては、特別支援教育費補助で、預かり保育につきましては、運営費補助金の特別補助で対応させていただいておりますので、まずはそれらのほうで進めさせていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○石井委員 私が申し上げたのは、特別支援教育補助金という問題以外で、グレーゾーンというのがいるんですよ。そういう子がそのまま小学校に行くと、毎日の授業の邪魔をしたりして学級運営がうまくいかないとか、そういう話も小学校とかから大分聞くんですね。そういう子供たちのために、何とか少しでも小学校にスムーズに行って、学校教育を受けられるような条件になれるように、正規の教員で足りない場合は、教育の補助として非常勤の教員を雇ったりして対応しているという部分があるんですね。ですから、あくまでも幼稚園から小学校へ行くわけですね。その段階でスムーズに学校教育に入れるというのが私たちのやはり一番の目的としておりますので、その辺に対して、今後ぜひ検討いただけるとありがたいと思います。

○今井会長 御意見としてお伺いするということでお願いいたします。

次に、山崎委員さんお願いします。

○山崎委員 専修学校でございます。昨年度も補助金の額というところで、専修学校に対しての補助金の額が非常に小さいということで、この辺につきましては、私学振興議員連盟さんを通じて要望書もお出しさせていただいております。職業教育が今非常に重要だと叫ばれる中で、ぜひ今後の専修学校における助成の拡充と、それから学生、生徒に対する助成の拡充をお願いしたいということ。それから地方交付税の交付金の専修学校の大幅な枠の拡充もぜひお願いしたいと思います。

それから、ちょっとこれは運営補助金とは違いますけれども、私どもの県の組織であります専修学校・各種学校教育振興協会の退職基金の補助金、これが他の団体が1000分の26の補助に対しまして、専修学校については1000分の19ということで、

これにつきましてもその要望書の中に入れておりますが、ぜひ引き続き拡充に向けた検討をお願い申し上げたいと思います。

それから、今年度の運営補助金の配分について基本的な考え方はわかりました。この中で新たに設けられました政策誘導配分の中の自己評価結果公開加算について、少し疑問に思うところがありますので、御質問をさせていただきたいと思います。

ちょうど専修学校における質の向上に向けた学校評価のガイドラインが示されたところがございますので、非常にタイムリーな加算項目ではないかと思えます。

ただ、中学校、高校さん等における関係者評価を実施することに対して、一律300万円の加算がされるのに対して、専修学校は、まだ自己評価という段階ではありますが、政策誘導配分の1から3までの項目に対しての50%という補助ということになっています。

いろいろシミュレーションしてみましても、中高の300万円に対して、専修学校で受けられる補助というのは、100万円まで達することができる学校も少ないのではないかと感じておまして、この格差が非常に気になるところであります。

それから、もう一つ、この対象となっております3番の安全管理・施設整備加算というところで、小・中学校に通う学齢の児童生徒が在籍する人数につき1万円となっておりますけれども、この補助金の対象というのは、高等課程と専門課程というふうに私どもはとらえておるんですけれども、入学条件として、高等課程と専門課程には、対象となる学齢の児童・生徒というのは存在しないんじゃないか。これについてお聞きしたいということと、それからもう一つは、既に関係者評価、あるいは第三者評価というところまで、専修学校の中で実施している学校も出てきています。そういったところに対して、ほかの学種さんと同じような条件が今後いただけるかどうか。この辺につきましても御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、今3項目いただきましたので、それについて順次こちらの考えを御説明させていただきたいと思えます。

今回追加させていただきました新しい政策誘導配分、自己評価結果の公開加算につきましても、こちらに書いてあるとおりでございます。先ほどちょっと御説明させていただきまして、小学校と他の学種につきましても、平成19年の法改正、平成20年度のガイドラインということで、早々から取組がされてきたという状況で

ございます。ですが、専修学校・各種学校では、質向上が叫ばれている中で、特に学校評価の重要性の再認識ということで、新たにガイドラインが文科省から示されたというのが現状でございます。

そのガイドラインの中に、平成22年度の文科省の委託調査で、この学校評価の取組状況というのを調べたというデータがあります。全国データではございますけれども、自己評価をし、公表している専修学校は、2割に満たないという結果が示されているところでございます。

埼玉県につきましては、調査をこれからするという状況でございますので、今、県内の専修学校・各種学校さんはどのような状況かということは、お話しできません。ただ、このような22年度の状況から鑑みましても、まずこれからの第1ステップといたしまして、自己評価の実施、公表を進めてまいりたいということで今回配分項目として出させていただいたところでございます。

自己評価の公表ということにつきましては、法の解釈によりますと、別に外部の方に公表するのではなく、例えば通っていらっしゃる生徒さんの保護者の方にお便り等で評価の内容等をお示しする、それも公表に当たるとされております。

ですが、私どもといたしましては、やはり他の学種同様に、自己評価の次のステップ、学校関係者評価に早く進めるようにということを考えます。そのためには、積極的な公表、例えばホームページに出していただくとか、刊行物に掲載していただくとか、そのように実施することを推進していきたいということで、今回、積極的な公表とさせていただいたところでございます。

確かに山崎委員御指摘のとおり、他の学種に比べますと50%加算ということで、金額的には計算していただきますと小さな額になってしまうということは重々承知しているところでございます。もともと他の学種は国庫補助金があるのに対し、専修各種学校は県単独での補助となっております。そういう中で、どのような形でしたら政策誘導効果が図れるかと考えましたところ、金額では限界があると考え、パーセントで政策効果を図る案を提示させていただいたところでございます。

次に、3番の安全管理・施設整備加算の関係でございますが、確かに専修学校につきましては、高等課程でも中学卒業以上というところでございます。各種学校につきましては、特に年齢の制限はございません。ですので、小・中学校に通う学齢の生徒さんが通う、現実にはブラジル人学校がこちらに該当するというところでござ

います。

3番目の質問についても、先ほどちょっとお答えしてしまったような感じで恐縮でございます。学校関係者評価に結びつけていきたいという思いは、私どもも同じでございます。その方向に向けまして、補助金だけではなく、いろいろな面で施策でも対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○今井会長 よろしいでしょうか。

○山崎委員 ありがとうございます。

○イテル武田委員 私の多分不勉強のせいで、大変お恥ずかしい質問をまずさせていただくのですが、そもそも私立学校運営費補助金の小・中・高・幼稚園、それから各種・専修学校、この3つの金額というのは、割合は決まっているんですか。そこを動かすという考え方というのはあるんでしょうか。

つまり、私は幼児を研究している立場としてこちらに出させていただいているので、幼稚園で言えば190億円と1億円を足したものが上限ですというふうに決まっているのか。それとも、これが例えば専修学校さんは少し増やして、私どもが減るなんていうことを審議することができるんですか。そこがまず私が知らないことなので、御確認させていただきたいということが1点と、あと先ほど幼稚園の先生方のお話の中でのことと関連してしまうんですが、150人よりも少ないところを小規模校というふうに判断していただけたことは、大変ありがたいことだというのは承知しております。ですが、実際問題、150人規模ですと、大体5クラスぐらい、3歳児1クラス、他の学年2クラス以上はあるんですね。ですが、90人以下の幼稚園というのは、大体1学年に1クラスずつという構成の幼稚園が多いんです。

そういった中で、私が所属しているところは、そのような立場にいるんですが、大体私の知る限り、小規模な幼稚園で園長先生が、この平均額をいただいている方、まずいません。なので、そんな中でやっている体系の中で、園長先生を抜いた教職員の平均額というのが、昨年の子の審議会のときには、おととしの資料として出ているんですけども、県の平均は26万8,960円ですね、教員です、本務教員です。この金額と、申しわけないんですが、ほかの校種の方々の教員の方の給与の平均額とは明らかに大幅な違いがあるのは、おわかりだと思うんです。

先ほど、ちょっといろいろな話が絡んでしまうんですが、グレーゾーンのお子さ

んの話がありました。こういったお子様と、それからその保護者を支える教員の質というものは、若い先生だけでは到底無理なんです。そこを経験が豊かな先生を補っていくというのが、これからとても大事な時代に入ってきているんですね。なぜかという、小一プロブレムはますます増えています。それから、発達障害児も、名前のつく発達障害児でさえ増えています。グレーゾーンと言われれば、もう10人に1人と言われている時代なんです。そのお子さんを支えていくに当たっての教員の質というのは、大変重要なものになっているので、そこを根本的に考えなければいけない立場に実は幼稚園というのはいるんですね。これを決まった条件の中で考えるのは不可能な話なので、そういった移動がまずできるのですかというお話と同時に、そういったことを少し視野に入れて、今までは平均給与が書かれていたのに、皆さん伝わるんですが、今は1人につき130万円という決まった金額しか出てこなくなってしまったので、その意味で、私立幼稚園の教員の置かれている立場は非常に深刻だということところで、教員の採用についても非常に厳しくなっている。保育園さんに行かれる先生方も増えてきています。給料が若干高いですし、安定していますので、行くんですね。ですが、保護者を支える立場にたくさん立っているのは幼稚園だと私たちは考えていますので、そういったところでちょっと皆様の頭の中に入れていただけたらなと思ひまして、ちょっとお話をさせていただきました。

あと質問の件、お願いいたします。

○事務局 この審議会が、配分についてどのようなところまで審議できるのかという御質問でございます。

本審議会の役割につきましては、資料の1の2番、私立学校審議会の欄にございますとおり、知事の諮問に応じ、私立学校運営費補助金配分の基本方針について御審議をいただくというものでございます。

予算につきましては、資料2に私立学校運営費補助予算の概要という形で記させていただきます。

それぞれの学種ごとに生徒1人当たりの補助単価、あるいは補助総額を記載させていただきます。こちらにつきましては、予算という形で、県議会におきまして御審議をいただいた上で決定をいただくものでございます。本審議会は、決定された予算につきましては、各学種ごとに学校にどのような配分を行うのが適切なのか、御審議をいただくため、知事から本審議会に諮問をさせていただいた、そのような

状況でございます。

したがいまして、配分につきましては、各学種の中で各学校にどのように配分するのが望ましいかという趣旨でございますので、そういった視点から御審議を賜りたく存じます。

以上です。

○事務局 先ほど小規模園のところのお話で、確かに、園児納付金抑制加算で県平均とうたっております。運営費補助金の事業計画書を幼稚園から出していただきますけれども、そこでの常勤教員の給与は、県平均で、24年度は26万9,038円となっております。

これには非常勤教員のものは入っておりません。実際、運営費補助の事業計画では数字を入れていただいていると思いますが、そちらのほうの具体的な統計は今持ち合わせていないので、お答えはできないんですが、賃金構造基本統計調査という厚労省の調査があります。それでいくと、保育士が大体19万1,000円ぐらいで、幼稚園が20万幾らというような記憶がございます（注）。

あと、発達障害などの関係では、特別支援教育費補助という形で、例えば、学校法人の幼稚園で障害のある園児が2人以上いる場合には、国庫補助を含め園児1人に対して78万4,000円補助しています。また、埼玉県では、非学校法人であるとか、そうした園児がお一人の場合、補助単価は半額になるんですけども、補助をさせていただいているところでございます。

今年度、24年度から25年度にかけましても対象人員を増やして、予算額を1億円ほど高くお認めいただいております。グレーゾーンという部分のことなんですが、発達障害は県の福祉部も早期発見ということで対応しておりますので、ぜひその辺、保護者の方に御説明をいただいて、もし補助要件に該当するということであれば、特別支援教育費補助で申請をしていただければと思っております。よろしくお願いたします。

注：平成24年度賃金構造基本統計調査による埼玉県の幼稚園教諭及び保育士の所定内給与額

幼稚園教諭（男女計）：21万9,300円 保育士（男女計）：19万1,000円

○今井会長 よろしいでしょうか。

○田中委員 すみません、いろいろな専門的な部分が出てきているものですから、私

には、なかなか理解が難しいところもあります。今回、この審議会に初めて出させてもらったんですけれども、皆さんの要望や意見を今ずっと聞かせてもらいました。先ほどの説明についてですが、この予算はどういうふうに決めているんですか、議会の承認を得ているという話ですよ。

我々は、議会から来ておりますが、私は、今、皆さんの話を聞いていて、予算の限られた中で、国の関係もあるし、県の単独事業だったり、いろいろなことがあると思うんです。高校だとか幼稚園だとか専門学校だとか、それぞれの分野もありますよね。今まで県としてはそういう人たちの意見、話をよく聞いているのか。こういうことに決まりましたよ、例えば人数が何人の場合には減額して、補助金出しませんよとか。そういう説明を懇切丁寧にやっているのか。去年も審議会をやって、今回の案が出たわけでしょう。それで、皆さんから意見が出るというのは、どういうことなのか。そこが不思議ではない。

○**今井会長** 大変厳しい御意見が出ましたけれども、それは、学事課長。

○**事務局** 田中委員さんからお話があったとおり、補助金を限られた財源の中で効率よくそれを生かしていくためには、当事者の方の御意見というのが最も大切だと考えています。そういったこともあって、昨年度、県議会のお力添えもありまして、私立学校助成審議会を新たに設けさせていただいて、いろいろな御意見をいただいております。

そのほかにも、各学種ごとに定期的に意見交換の場を持っておりまして、いろいろな御要望をいただくわけですが、そういった中で、私どもとしては、各学校間の公平性ですとか、県民の方の理解が得られるか等の観点を踏まえて、できるものからなるべく早く御意見に沿うような改正をしているものでございます。

そういった状況ではありますが、今日もいろいろな御意見をいただいておりますので、さらに検討を加えまして、毎年、毎年少しでも各学種において一番効果的で、また県民の方の理解も得られる、そういった配分基準について策定をしまいたいと思います。

委員のおっしゃるとおり、よく今後も各学種の方の意見をお聞きしまして進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○**田中委員** 今の説明のとおりやってもらえれば、来年はもっとよくなり、皆さん方も、決めていただいて本当にありがとうございましたという話になるんだろうと私

は思うんです。

やはり、両方が合致するというのは確かに難しいと思うんですよ。ただ、この程度はしょうがないな、なぜこの部分が、というところがあると思います。今回出た意見をよく聞いてもらって、判断できないときには、そこの団体に話をよく懇切丁寧に聞いてもらいたい。県は県の立場もあるわけだが、話し合いをしていけば、来年はこの審議会がもっと良くなるだろうと私は思います。それに期待します。よろしくをお願いします。

○**今井会長** ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。西川先生。

○**西川委員** すみません、ちょっと個別の、専門的な話になっていますので、大きなところで教えていただきたいんですが。もしかすると、昨年もお聞きしているかもしれないんですけども、政策誘導配分と基礎配分と分かれています。政策誘導配分は、政策目標に対して達成するために、こういう方法をとりましたという形でされていると思うんですね。

ただ、どうも今まで資料とかお話を伺った感じだと、政策誘導配分が、その目的どおり達成されているのかどうかというのが分からないのです。それをどういうふうに把握されていて、また我々の中で、政策誘導の結果こうなりましたというのが分かれば、この方法はいいんですねというお話ができるんです。その結果、いいか悪いか、どう変わったか分からないので、継続ですよと言われたときに、それがいいですねとも、それはもうちょっと考え直したほうがいいんじゃないですかという話はできない状態なので、その辺を教えていただければと思います。

○**今井会長** お願いいたします。

○**事務局** 西川委員から政策誘導の効果がどうなっているのかが説明の中で見えづらいという御質問をいただきました。こちらにつきましては、これまでさまざまな政策誘導配分を設けまして、いろいろな観点で政策誘導を進めてまいったところでございます。

高等学校につきまして例を挙げて申し上げますと、例えば本務教員の充足加算、これはかねてから継続して進めてきたものでございますが、これにより、本務教員の充足を進め、本務教員1人当たりの生徒数を少なくするよう努めてきたところでございます。

一朝一夕には変わらない性質の数字でもございますので、直近の数字では変化が見えづらいので、10年前の平成14年の数字を見ますと、本務教員1人当たり20.6人、生徒を負担するという形になってございますが、直近の24年度ですと、19.4人ということで、一定の改善効果が見えるというふうに考えてございます。

これをさらに、大分古い数字でございませけれども、20年前と比べますと、生徒1人当たり24.3人ということでございますので、相当改善が進んできているというような状況でございませ。

そのほか、少人数学級の編制については、1クラス当たりの生徒の人数が10年前、平成14年には1クラス当たり37.2人だったものが、直近の数字ですと24年度、34.2人ということで、こちらも一定の成果が出ていると考えているところでございませ。そういった点も踏まえて、政策誘導の報告につきましては、毎年見直しを図ってまいりたいと考えております。

○西川委員 すみませ、一言よろしいでしょうか。

ここ3年、5年の推移というのであれば、今の政策が誘導として動いているというのは、それなりの判断ができると思うんですけれども、失礼ですが、10年、20年前、経済環境違います。お子様の環境が違います。教育の全体的な環境が違います。そこと比較して、よくなっていますと言われた場合に、私の感覚では、今の政策が実効性があるのかどうかという指標としては、ちょっと厳しいかなと。やはりここ3年、長くも5年ぐらいで数値がよくなった。逆にその3年、5年の間で数値が動いていないのであれば、今の世の中の、今の学校の制度が充実してきた中でこのやり方が果たして継続していいのかな、このような見直しをしていいのかなという気はいたしました。

以上です。

○今井会長 何かありますか。事務局のほうでただいまの件については、いいですか。

それでは、青木委員。

○青木委員 西川先生のお答えになっているかわかりませけれども、我々は実感として、この政策誘導の中で、確かに効果が上がっているんだろうなと思われるもの、そうじゃないものもございませ。

例えば一番効果が上がっているものは、私は、生徒納付金水準補正だと思います。これは埼玉県が多分この首都圏の中で授業料の値上げが少ないんじゃないかと実感

しているからです。私どもの学校は、もともと授業料は高いと我々も思っているんですけども、これがあるがゆえに値上げを抑制している。他の学校もこれのために授業料の抑制という考えがかなり出てくる。ただ、そう考えない学校は考えないで、ぽんと上げたりすることがあります。それはその学校のそれぞれの特色だからいいんだと思っているんですけども、東京の学校とか他の学校の教員に聞くと基本的にはかなり抑制されていると私は思います。

だから、このことを検証すると、確かに西川先生がおっしゃっている意味があったのかどうかというのがもうちょっと明確になるなと思っています。それからあわせて、幾つか意見を言わせていただきたい。

まず1つは、これは後でも出てくると思うんですけども、実は小・中・高の、特に高では、保護者への直接補助、いわゆる授業料補助というのを今、埼玉県では非常に手厚くやっています。正直言って、学校法人への直接補助はちょっと少ないんです。でも、どっちが有効か。実は、私は、保護者への直接補助のほうが有効だと思うんです。その理由は、保護者への補助が首都圏の中で埼玉県が一番高く、その分だけ埼玉県の私学の生徒の充足率が、一番高いんです。

例えば高校に関しては、募集定員に対して、ことしは109%程度が入学してくれるんですね。しかも、第1志望で入学している生徒が多いんですね。これはなぜかという、県で、入学者に対する授業料補助を手厚くしてくれるためです。これだけ私学に行って授業料補助が出るなら、県立じゃなくて私学でもいいなという生徒が増えているのが事実なんですね。そういう点で、この政策はすごく大きいんだろうというふうに思っています。県がいろいろやってくれているので本当にありがたいなと思っています。

中学校、小学校は定員を割れているんですけども、それでも、他県に比べると、充足率をはるかに高いんです。これはなぜかという、その時点ではお金が出ないんですけども、高校に上がったときにはそうなるよというのを見据えていますから、そういった効果も上がっているのかなと思っています。

ちょっとこれは意見です。簡単に意見だけ……

○今井会長 簡潔にお願いいたします。

○青木委員 全体の補助金がどうなっているかということをお願いしたい。例えば小・中・高について、地方交付税及び文科省の補助が毎年国から来ているので

すけれども、その補助の額と、実際に出されている補助金の支出額がどうなのか。

実は我々は、以前、五、六年前は、これがかなり少ないんじゃないかと思ったんです。去年、学事課との勉強会でいろいろ教えてもらったら、保護者の補助とあわせると、実は県がかなり負担しているというのが分かったんです。それがどのくらいか、具体的に教えてほしい。

同じことが幼稚園でも言えるんじゃないか。専各の場合、逆にほとんど持ち出しなわけです。国からこれだけ来ている、県でこれだけ負担している、そういうのが分かると、我々も同じ団体の人間に、これだけ県は補助金を出しているんだよと言えるのです。以前は疑心暗鬼で県は出していないと思っていたところ、実は出していたというのが分かりましたが、その辺のことはぜひ教えてほしい。

それから、定員が多くなる、少なくなるについてです。浦和高校は、去年40人募集の定員を増やしましたね。公立学校では、人気がある学校は定員を多くするなど、定員の増減が県立の中でできるんですけれども、私立は人気があろうとなかろうとできません。やはり県民のニーズを考えたら、多少は、流動できるような制度をつくらないといけないだろうと。人口が増えているところ、減っているところで違いますし、人気やニーズを考えたら。県立は学校間でできるけれども、私学はできません。この審議会とは関係ないんですけれども、検討していかなくやならない、これは個人的な意見です。

それから、2つ目が、国が今、理数系とグローバル化を目指して、かなり力を入れようというふうに考えております。そうしますと、どうしても優秀な教員が必要なんですね。そのため、すぐできないと思うんですけれども、何年か後に埼玉県でも、優秀な教員を確保していかなくやいけないと考えるので、政策誘導の中にそういう項目がいずれは入ったほうがいいのではないだろうかと思います。

それから、3番目が、クラスの人数に対する政策誘導が実は余り効果がないということです。少なくするというだけでは効果があるんですけれども、30人学級をつくるのが本当に効果があるのかということがあります。むしろ30人学級か40人学級かが問題ではなくて、具体的に授業のときに何人やっているのかとか、具体的にどんなことをやっているかという中身のほうが重要なんじゃないかと思うんですね。中高協会の中でかなり論議されています。

だから、この辺のところは、今日は結論まではいかないと思うんですけれども、

やはり中身の問題として、クラスの定員よりも、クラスを分割してやったり、習熟度でやっていったらいいと、具体的な内容のほうが優先するのかなと思っています。これはすぐできないでしょうけれども、将来的にその検討をしていただけないかということなのです。

最後に、先ほど幼稚園のほうから出たと思うんですけども、小・中・高と幼稚園、専各とも、配分基準が似たようなものだと思ったら、微妙に違いましたね。これはできたら、同じようなものに関しては、同じような考え方で。もちろん幼稚園と小・中・高では中身が違うから、全く同じにできなくても、考え方は基本的に同じなのだろうと。そういう意味では、配分基準を多少調整してもらって、同じような考えでやっていただけるといいかなと思います。

あわせて、これは今日3人、県会議員の先生がいらっしゃるので、お礼を述べたいんです。去年までこういう形がなく、我々も実は県が取り組んでいてくれたと知らなかった。県がこんなに頑張っているんだよ、ということが分かりましたし、我々が具体的に意見をできるようになったのは、議員の先生方に議員立法で条例をつくっていただいたおかげだと感謝しています。私どもも以前にも増して、こういうふうに意見が言えるようになり、本当にありがとうございます。お礼を述べさせていただきます。

○**今井会長** それで、時間も大分経過しておりますので、簡潔に御答弁お願いします。

○**事務局** 青木委員から幾つか御意見いただきまして、ありがとうございます。

時間もありますので、大変恐縮ですが、簡潔に御説明させていただきます。

まず、予算の関係ですが、地方交付税、国庫補助金の措置状況に対して県の運営費、父母負担軽減事業の補助金の予算の状況はどのような形になっているかということかと思えます。

今お話にございましたとおり、確かに、高等学校につきましては、運営費補助金の生徒1人当たり単価が27万7,164円のところ、国庫補助と地方交付税交付金の合計は、31万3,229円ということで、3万6,065円下回っているという状況でございます。

こういった状況がございますけれども、そのほかに父母負担軽減事業補助金、こちらの県単の補助額が約25億9,000万円、そのほかに地方交付税措置額に含まれている、私立学校の教職員の年金掛け金に対する助成、それから退職金基金に対する助成が約5億7,000万円ございまして、こういったものを含めると、県の負担額のほ

うが大きく上回っているという状況でございます。

正確な額につきましては、今持ち合わせてございませんので、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、学則定員につきましては、本審議会は助成の関係の審議会でございますので、また別途、私立学校審議会もございますので、そちらで御説明等をさせていただきたいと思っております。

それから、優秀な教員の関係や、クラス人数の関係の配分基準について整理すべきという御意見をいただきました。今後、学種ごとに団体を通じ、意見交換を行いまして、配分基準のあり方の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○今井会長 青木先生、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。どうぞ。

○中川委員 青木委員が申し上げた話は、青木委員からも伺っていますし、中高協会でもそういった話は出ています。

そのほかに、私も今話を聞いていながら考えるのですが、これだけの私学が幼稚園から高校、あるいは専修・各種学校まであるわけですから、こういう学校が例えば一つになって、埼玉県何かを使えないのか。

私どもは、この前、教室を幾つか建て増したんですけども、このときに幾つかの業者に見積もりを出させましたら、確かに国外の材木を使ったほうが安く上がるんですね。だけど、県内産の地元の材木を使ってやったら、若干値段が上がるけど、同じ県の品物じゃないかと。みんなで共通認識を持って県内産を使おうというようなことでやれば、県のためにもなりますし、それから我々も県のものに対して大事にしていきたいという、こういった気持ちになり、一挙両得じゃないかなと。こんなことを我々は考えていまして、今後も何かあるときには、県内産を使うようなことをやっていきたいなど。

例えば県内産の何かを使ったら、若干の補助が出ますよとかという形になれば、県内すべてがよくなるという、そんなことをちょっと感じたりもしております。

ちょっと場違いな話かもしれませんが、失礼いたしました。

○今井会長 ありがとうございます。

何かございますか、ただいまの御意見について。

○事務局 先般、東野高校にお伺いさせていただいた際にも、県産木材を活用していただいた校舎を拝見させていただきました。どうもありがとうございました。

県産木材の利用、あるいは地産地消ですとか、そのほかさまざまな県の施策については、各学校の皆様にも御協力いただきまして、推進を図ってまいりたいと思います。

運営費補助金の配分については、昨年度、簡素化という視点から項目を削減し、重点化させていただいたというような状況もございますので、各学校、学種の団体の皆様方の御意見をお伺いしながら、検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○今井会長 どうぞ。

○田中委員 そういう場合、農林とつなぐのはできないものか。

○三井総務部長 総務部長ですが、私もそう思っていました。今のはまさに農林振興ですから、御意見は農林部長にも伝えておきます。

○田中委員 是非利用を進めていただきたい。

○今井会長 ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

審議も大分進んだように思います。よろしければ、議決に移りたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 それでは、諮問事項3点につきまして、順次議決を行いたいと存じます。

まず、平成25年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 ありがとうございます。それでは、平成25年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして原案を適当と認めることといたします。

次に、平成25年度私立学校(幼稚園)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 ありがとうございます。それでは、平成25年度私立学校(幼稚園)に係

る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして原案を適当と認めることといたします。

最後に、平成25年度私立学校（専修学校・各種学校）に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○**今井会長** ありがとうございます。それでは、平成25年度私立学校（専修学校・各種学校）に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして原案を適当と認めることといたします。

次に、報告事項についてでございますが、事務局の説明を求めます。

○**事務局** それでは、報告事項につきまして御説明申し上げます。

報告事項の1つ目でございますが、昨年12月の衆議院選挙で自民党や公明党の選挙公約に掲げられまして、国政を中心に動きが活発化してきております幼児教育の無償化につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料、報告事項1、幼児教育の無償化についてを御覧ください。

昨年の衆議院選挙後、自民・公明の連立政権合意に盛り込まれまして、それを受けて、ことしの3月25日に、下の連絡会議の概要でございますように、政府の関係閣僚と自民・公明の与党の実務者による検討するための連絡会議が設置されたところでございます。

第1回目の会議は3月25日に行われまして、下の2にございますように、主な論点・今後の検討課題としまして、（1）子ども・子育て支援新制度との関係。また、（2）にございますが、この新制度とも関連するところでございますが、待機児童対策や低所得世帯・多子世帯の負担軽減、そういった幼児教育無償化実現の前提となる諸問題との関係。さらに、財源の確保の問題を踏まえまして、①から⑤にございますような検討課題というものが示されまして、3月25日は自由討議が行われたところでございます。

3の連絡会議のスケジュールにございますが、第1回会議の際には、5月から6月をめどに取りまとめを行うということで予定されておったところでございますが、現在のところは、連絡会議は開催がないという状況でございます。まだ具体的な内容の検討は進められていないという状況でございます。

ちょっと手短でございますが、以上で幼児教育の無償化についての御報告を終わ

らせていただきます。

○**今井会長** 続いて、報告事項2ですか。

○**事務局** 続きまして、報告事項の(2)高等学校(全日制)父母負担軽減事業補助について御報告を申し上げます。

お手元の資料、報告事項2を御覧いただきたいと存じます。

先ほど幼稚園における保護者の経済的負担の軽減に関して幼児教育の無償化について御報告いたしました。

一方、私立高等学校における保護者の経済的負担の軽減につきまして、本県では父母負担軽減事業補助を実施しておりますので、全日制高校の状況について御報告をさせていただきます。

予算についてでございますけれども、中ほどでございますとおり、授業料に対する補助が91億903万3,000円、入学金が4億9,890万円という状況になってございます。

平成25年度は、1人当たりの補助単価を増額いたしまして、補助額36万円を36万9,000円、24万円を24万6,000円に引き上げたところでございます。

次に、父母負担軽減事業補助は、国の就学支援金と県の独自補助を合わせて実施しておりますので、その状況を御説明いたします。

2の補助制度のイメージを御覧ください。図の黒い部分は国の就学支援金でございます。薄い灰色の部分は、県の独自補助でございます。

真ん中を見ていただきますと、合計金額36万9,000円となっております。こちらは県内私立高校の授業料平均に相当する額でございます。平均的な授業料の高校における授業料の無償化を実現しているという状況でございます。

最後に、3番、父母負担軽減事業の県の補助の全国順位でございます。県の独自補助の生徒1人当たりの平均補助額は5万4,456円となっており、全国第4位でございます。1都3県で比べましても、東京、神奈川、千葉県の順位を上回っている状況でございます。

以上で、高等学校(全日制)父母負担軽減事業補助についての報告を終わらせていただきます。

○**今井会長** ただいまの件につきまして、内容の確認など御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○今井会長 それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたり熱心な御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

閉会 午後0時05分